

**( 参 考 )**

**要 介 護 度 別 索 引**

## 1. 要支援

### 使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】自走用標準型車いす
- 【貸与】普通型電動車いす
- 【貸与】介助用標準型車いす
- 【貸与】車いす付属品
- 【貸与】特殊寝台
- 【貸与】特殊寝台付属品
- 【貸与】じょく瘡予防用具
- 【貸与】体位変換器
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、  
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
- 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
- 【購入】簡易浴槽
- 【購入】移動用リフトのつり具の部分

#### 【考え方】

「要支援」では、寝返り、歩行、立ち上がり等が自立している要介護者等が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

### 状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ① 座位保持：できない
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器を除く。）
- ② 排尿：自立
  - 【購入】特殊尿器

## 2. 要介護 1

### 使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】じょく瘡予防用具
- 【貸与】体位変換器
- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、  
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
- 【購入】移動用リフトのつり具の部分

#### 【考え方】

「要介護 1」では、寝返り、起き上がり、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

### 状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
  - 【貸与】特殊寝台
  - 【貸与】特殊寝台付属品
- ② 座位保持：できない
  - 【購入】腰掛便座
- ③ 歩行：つかまらないでできる
  - 【貸与】自走用標準型車いす
  - 【貸与】普通型電動車いす
  - 【貸与】介助用標準型車いす
  - 【貸与】車いす付属品
  - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ④ 移動：自立
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑤ 移動：全介助
  - 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
- ⑥ 立ち上がり：つかまらないでできる
  - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

⑦ 排尿：自立

【購入】特殊尿器

⑧ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）が自立している

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑨ 短期記憶：できない

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑩ 痴呆の周辺症状：ない

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

### 3. 要介護 2

#### 使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
- 【購入】移動用リフトのつり具の部分

#### 【考え方】

「要介護 2」では、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

#### 状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
  - 【貸与】特殊寝台
  - 【貸与】特殊寝台付属品
- ② 寝返り：つかまらないでできる
  - 【貸与】じょく瘡予防用具
  - 【貸与】体位変換器
- ③ 座位保持：できない
  - 【購入】腰掛便座
- ④ 歩行：つかまらないでできる
  - 【貸与】自走用標準型車いす
  - 【貸与】普通型電動車いす
  - 【貸与】介助用標準型車いす
  - 【貸与】車いす付属品
  - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑤ 移動：自立
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑥ 移動：全介助
  - 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

- ⑦ 立ち上がり：つかまらないでできる  
【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
- ⑧ 排尿：自立  
【購入】特殊尿器
- ⑨ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：全て自立  
【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
- ⑩ 短期記憶：できない  
【貸与】普通型電動車いす  
【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）
- ⑪ 痴呆の周辺症状：ない  
【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

## 4. 要介護3

### 使用が想定しにくい福祉用具

特になし

### 状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】特殊寝台
  - 【貸与】特殊寝台付属品
- ② 寝返り：つかまらないでできる
- 【貸与】じょく瘡予防用具
  - 【貸与】体位変換器
- ③ 座位保持：できない
- 【購入】腰掛便座
- ④ 歩行：つかまらないでできる
- 【貸与】自走用標準型車いす
  - 【貸与】普通型電動車いす
  - 【貸与】介助用標準型車いす
  - 【貸与】車いす付属品
  - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑤ 移乗：自立または見守り等
- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
  - 【購入】移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ 移動：自立
- 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑦ 移動：全介助
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
- ⑧ 立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

- ⑨ 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる
- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
  - 【購入】移動用リフトのつり具の部分
- ⑩ 排尿：自立
- 【購入】特殊尿器
- ⑪ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：全て自立
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
- ⑫ 短期記憶：できない
- 【貸与】普通型電動車いす
  - 【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）
- ⑬ 痴呆の周辺症状：ない
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器



## 5. 要介護 4

### 使用が想定しにくい福祉用具

特になし

### 状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】特殊寝台
  - 【貸与】特殊寝台付属品
- ② 寝返り：つかまらないでできる
- 【貸与】じょく瘡予防用具
  - 【貸与】体位変換器
- ③ 座位保持：できない
- 【購入】腰掛便座
- ④ 歩行：つかまらないでできる
- 【貸与】自走用標準型車いす
  - 【貸与】普通型電動車いす
  - 【貸与】介助用標準型車いす
  - 【貸与】車いす付属品
  - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑤ 移乗：自立又は見守り等
- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
  - 【購入】移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ 移動：自立
- 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑦ 移動：全介助
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
- ⑧ 立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

- ⑨ 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる
- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
  - 【購入】移動用リフトのつり具の部分
- ⑩ 排尿：自立
- 【購入】特殊尿器
- ⑪ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：自立している
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
- ⑫ 短期記憶：できない
- 【貸与】普通型電動車いす
  - 【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）
- ⑬ 痴呆の周辺症状：ない
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

## 6. 要介護5

### 使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】普通型電動車いす
- 【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）
- 【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

#### 【考え方】

「要介護5」では、移動や歩行ができない、あるいは重度の痴呆症状のため短期記憶等が著しく障害されている場合が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

### 状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
  - 【貸与】特殊寝台
  - 【貸与】特殊寝台付属品
- ② 寝返り：つかまらないでできる
  - 【貸与】じょく瘡予防用具
  - 【貸与】体位変換器
- ③ 座位保持：できない
  - 【購入】腰掛便座
- ④ 歩行：つかまらないでできる
  - 【貸与】自走用標準型車いす
  - 【貸与】介助用標準型車いす
  - 【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置を除く）
  - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
  - 【購入】簡易浴槽
- ⑤ 移乗：自立又は見守り等
  - 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
  - 【購入】移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ 移動：自立
  - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

⑧ 立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

⑨ 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、  
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

⑩ 排尿：自立

【購入】特殊尿器

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税  
の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法  
の遵守依頼について  
計6枚（本紙を除く）

Vol.353

平成26年1月16日

厚生労働省老健局高齢者支援課

振興課

老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3949)  
FAX：03-3595-4010

老高発0116第1号  
老振発0116第1号  
老老発0116第1号  
平成26年 1月16日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（公印省略）  
振興課長  
（公印省略）  
老人保健課長  
（公印省略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を  
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、平成26年4月1日から消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を5%から8%に引き上げることとされており、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）」が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、関係省庁から関係事業者等に対し下記の要請文書が発出されています。

貴職におかれましては、貴管下の老人福祉・介護事業者等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインが遵守されるよう適切なご指導をいただくとともに、下記の要請文書やパンフレットの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）

**関係省庁から関係事業者等への要請文書**

- [「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 11 月付 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- [「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」](#)（平成 25 年 11 月 15 日付消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）
- [「消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 12 月 27 日付障企発 1227 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老振発 1227 第 1 号老健局振興課長通知）（別添）

**パンフレット**

- [消費税の円滑かつ適正な転嫁のために](#)（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- [中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き](#)（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

以上

障企発1227第1号  
老振発1227第1号  
平成25年12月27日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 御中

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
老健局振興課長  
(公印省略)

### 消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要があるが、今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
  - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。



② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

#### 【添付資料】

##### パンフレット等

○消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）

○消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）

○中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

##### 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

○消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）

○消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

##### 経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

○「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）

○「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

以上

障企発1227第1号  
老振発1227第1号  
平成25年12月27日

日本福祉用具・生活支援用具協会 御中

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
老健局振興課長  
(公印省略)

### 消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要があるが、今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
  - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。

② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

#### 【添付資料】

##### パンフレット等

○消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）

○消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）

○中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

##### 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

○消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）

○消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

##### 経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

○「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）

○「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

以上

各指定（介護予防）福祉用具貸与事業者様  
各指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者様

岡山市保健福祉局事業者指導課長

居宅介護支援事業者に対する利益供与について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただきありがとうございます。

さて、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者により、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として行う利益供与は、下記参考条文のとおり、サービス提供の公正中立性の確保を妨げる行為として禁止されています。しかしながら、第三者から見て公平性を疑われかねないような事例が見受けられるとの情報提供が本市に寄せられています。

事業者の皆様方におかれましては、条例等で定める規準を遵守するとともに、利用者や第三者から公正、公平性を疑われることのないよう十分に留意の上、事業活動を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）

**岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例**

（平成24年12月19日 条例第85号）

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第37条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

※福祉用具貸与、販売については上記条文を準用しています。

**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準**

（平成11年3月31日 厚生省令第38号）

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第25条

3 指定介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

上記に加え、介護予防サービスについても条例、省令に同様の定めがあります。

（問い合わせ先）  
在宅指導係 笠井  
TEL 086-212-1013

## 資料3 事業者指導課（在宅指導係）からのお知らせ

### 1. 事業者指導課に提出が必要な書類について

#### 運営規程の変更届の提出について

申請法人の役員が新年度から変更となる場合等に、運営規程の変更届の提出が必要となる場合があります。

また、消費税の税率変更に伴い、使用するカタログ等に記載された価格に変更がある場合も、運営規程の変更として、変更届の対象となります。

届出事項、添付書類等は、事業者指導課のホームページ内

「在宅型サービス事業所等の変更届について」をご確認ください。

**提出期限は、介護保険法に基づき 変更後10日以内 となっています。**

### 2. 平成26年3月31日に指定有効期間を満了する事業所の指定更新通知書について

昨年度の集団指導において説明し、前倒しして提出していただいた更新申請についての「指定更新通知書」は、3月下旬に発送する予定です。

### 3. 平成26年度報酬改定に伴い、重要事項説明書が変更となる場合について

(1) 平成26年度からの利用申込者に対しては、消費税8%への引き上げに伴う平成26年度介護報酬改定の内容を反映させた重要事項説明書を作成の上、当該説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

(2) 既存の利用者に対しては、変更内容を反映した重要事項説明書（同意を得ている重要事項説明書の内容の一部差し替えとして、変更部分のみでも可）を交付して説明を行い、同意を得ること。

### 4. 事業者指導課の係名変更等について（予定）

(1) 平成26年4月1日から、事業者指導課の係名を変更します。なお、電話番号及びFAX番号（各係共通086-221-3010）に変更はありません。

（現行）	（H26.4.1～）	（電話番号・変更なし）
地域密着指導係	→ <b>地域密着事業者係</b>	086-212-1012
在宅指導係	→ <b>訪問通所事業者係</b>	086-212-1013
施設指導係	→ <b>施設係</b>	086-212-1014
障害事業者係	→ 障害事業者係（変更なし）	086-212-1015

(2) 平成26年4月1日から、「（介護予防）認知症対応型通所介護」事業の担当係が、地域密着指導係から「訪問通所事業者係」に変更されます。

## 5. 相談室（相談スペース）の共用について

- (1) 平成26年4月1日から、業務に支障がない場合に限り、相談室（相談スペース）について、他の事業と共用であっても差し支えないこととする予定です。
- (2) 上記に伴い、既に届け出ている平面図が変更になる場合は、変更後10日以内に届け出てください。

## 6. 「自己点検シート」等のホームページ掲載について

岡山市事業者指導課のホームページ（下記アドレス）に「自己点検シート」、「基準条例」、「施行規則」を掲載しています。事業運営及び介護報酬算定に関する定期的な点検に活用してください。

- ・ [http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\\_00100.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00100.html)

## 7. 電話番号、FAX番号、メールアドレス変更の際の連絡について

事業所の電話番号、FAX番号、メールアドレスが変更になった場合は、別紙「電話・FAX番号・メールアドレス変更届」を利用するなどして連絡をお願いします。

## 8. 電子メールの利用について

各事業所のアドレスに通知の一齐送信等を行って活用していく予定ですので、折々に着信の有無をご確認ください。

## 9. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、原則として「質問票」により、FAXにて送信してください。

岡山市 保健福祉局 事業者指導課 宛  
FAX番号 086-221-3010

電話・FAX番号・メールアドレス 変更届

下記のとおり電話・FAX番号・メールアドレスが変更になりましたので、  
お知らせします。

記

法人名 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

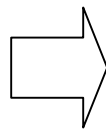
介護保険事業所番号 \_\_\_\_\_

旧番号

電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	

新番号

電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	



# 【質問票】

平成 年 月 日  
岡山市事業者指導課在宅指導係あて  
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別		事業所番号	33
所在地			
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			